

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
1	P1 13 22～25	第2 1（1）業務の目的	「既設の水源浄水場を稼動しながら、隣接する用地に新たな浄水場を建設して、施設の全面更新を図るものである」と記載されており、既設納入企業の優位性とならないためにも、平等の視点から、更新に関わる下記の場合を提供して頂ける機会を設けて頂きたい。 ①現浄水場の運転管理を担当者方々へ質疑やヒアリングの機会8月下旬までに設けて頂きたい。 ②既存浄水場の詳細情報を8月下旬までにして頂く様に希望します。開示情報として既設関連設備の完成図書一式の借用またはデータ提供をして頂きたい。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して、既存資料の提供及び現地調査、技術対話を実施する旨を記載予定です。 なお、時期については、今後、公表する募集要項等に記載します。現時点ではいずれも10月中を予定しています。 また、現時点で予定している既存資料は、「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の他、既存施設等の竣工図書（電気及び機械関係、既存管理棟）を想定しています。
2	P2	（4）図1	新設用地の西側には、二級河川境川が流れていますが、河川区域や保全区域等は当該用地内に入っていないと考えてよろしいですか？実施方針では河川区域や保全区域がどの位置にあるのか開示していただきたいです。	一部保全区域に入っているものと理解しています。ただし、河川管理者との事前協議は行っておりません。 提案にあたっては、河川管理施設等構造令に従うことを前提として、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」で設定した2Hルール等を参考願います。 なお、提案書作成に必要な事項に関する関係機関への確認については、事業者の責任のもと実施願います。
3	P2	（4）図1	上記に関連してですが、新設用地は河川に伴う2Hルールが適用され、国交省が示す2Hルールに準拠することになりますが、新設用地に工作物を建設することに対して、河川事務所との事前協議は実施されていますか。実施されているようであれば、実施方針等で開示していただきたいです。	質問番号2を参照願います。
4	P2・3	(4)業務場所	新浄水場の敷地は、河川に隣接していますので、これまで貴課が新浄水場新設に関わり実施して来た河川管理者等協議の内容を公表して頂きたい。	質問番号2を参照願います。
5	P2・3	(4)業務場所	今後公表される予定価格に河川管理者の指示事項に該当する費用は含まれているのでしょうか。含まれている場合は、その内容と金額を具体的にご教示ください。また、事業進行中に河川管理者からの指示事項で工事費が増大した場合のリスクは、発注者にある（事業者の不可抗力扱い）との理解でよろしいでしょうか。	河川管理者との事前協議は行っておりません。想定される事項については事前に確認をお願いします。 なお、事前に想定することが困難な事由により、工事費が大幅に増大した場合は、協議の上、契約変更とする場合があります。
6	P3	(5)対象施設 表 2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認める」とありますが、新設・改築を含めて複数提案は不可とし、1提案のみと考えてよろしいでしょうか。	将来の更新スペースや維持管理の効率化の観点から最適と考える案を提案願います（比較案として複数案の提示は問題ありませんが、提案としては1案でお願いいたします）。 なお、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、管理棟及び天日乾燥床は継続使用施設としているが、将来の配置計画や施設の構造、概算費用等の提案を求めることとする旨を記載予定です。管理棟及び天日乾燥床に対する将来の配置計画や施設の構造の案については、評価対象とする予定で、概算費用については評価の対象外とする予定です。
7	P3	(5)対象施設 表 2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認める」とありますが、新築・改築等の提案を追加提案とした場合、設計・工事工期の延長や設計業務・工事費の増額について協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
8	P3	(5)対象施設 表 2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認める」とありますが、特に管理棟については、要求水準書にて要求内容・設計条件等が提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
9	P3	(5) 対象施設表2.1	管理棟・天日乾燥床は「新設・改築等の提案」を認めるとありますが、建設費及び設計業務を含む工期延長は提案が採用された際に別途協議にて決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
10	P3	表2.1新設対象施設の概要	継続使用施設について「施設更新、維持管理の効率化を目的として新設・改築等の提案も認めるものとする」との記載がありますが、事業費にこれらの更新費用は含まれているのでしょうか。また、提案の良否はどのように判断されるのでしょうか。	質問番号6を参照願います。
11	P3	(5)対象施設 表2.1	管理棟・天日乾燥床は、「新設・改築等の提案」を認めるとありますが、評価対象とする場合、要求水準にて仕様条件等が示されると考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
12	P3	(5)対象施設 表2.1	管理棟・天日乾燥床は、「新設・改築等の提案」を認めるとありますが、提案が採用される場合、設計業務を含めた工期の延長及び建設費は別途協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
13	P3	第2 1 (5) 表2.1	「管理棟については新築・改築の提案も認める」旨の記載がございます。提案の有無が評価対象となるという理解でよろしいでしょうか。その場合の評価項目としては、提案・価格のいずれか、もしくはその両方でしょうか。	質問番号6を参照願います。
14	P3	第2 1 (5) 表2.1	「管理棟、天日乾燥床 ※これらの・・・新設・改築等の提案も認めるものとする」について提案し受注に至った場合、受注後にそれらに掛かる設計費および工事費は、本事業費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
15	P3	第2 1 (5) 表2.1	管理棟の新築・改築の提案に必要な仕様・スペックは、要求水準等でご教示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
16	P3	(5)対象施設 表2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認める」とありますが、新設・改築を含めて複数提案は不可とし、1提案のみと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
17	P3	(5)対象施設 表2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新築・改築等の提案も認める」とありますが、新築・改築等の提案を追加提案とした場合、設計・工事工期の延長や設計業務・工事費の増額について協議により決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
18	P3	(5)対象施設 表2-1	「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認める」とありますが、特に管理棟については、要求水準書にて要求内容・設計条件等が提示されるものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
19	P3	第2 1(5) 表2.1	「継続使用施設」について、「管理棟、天日乾燥床は、新設・改築等の提案も認めると」ありますが、その分の設計・建設費用及び期間は別途と考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
20	P3	第2 1(5) 表2.1	管理棟の新設を提案する場合に、設計条件が必要と考えますが、ご教示いただけないでしょうか。	質問番号6を参照願います。
21	P3	(5) 対象施設 表2.1 継続使用施設	事業者提案として、管理棟・天日乾燥床の位置の変更や改造などを行ってよいのか。また、位置変更した場合に既存用地や新設用地にこだわらなくても良いのか。	質問番号6を参照願います。 なお、事業者提案として、管理棟・天日乾燥床の位置の変更や改造などを行っていたことは可能ですが、提示した更新用地以外に新たな用地の取得は考えていません。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
22	P3	(5) 対象施設	令和7年度下旬には用地買収及び用地測量が完了する予定である。と記載があるが、用地買収や用地測量が完了しない場合は、どのような処置がされるのかご教授ください。	現時点で、用地買収は完了しています。用地測量は令和7年度末までに完了する予定です。なお、不測の事態などにより完了しない場合は、その事態が明確になった時点で応募者等にお知らせいたします。
23	P3	(5) 対象施設	令和7年度下旬に用地買収及び用地測量が完了する予定ですが、完了前に公表する要求水準書には、明確な更新用地範囲が示されると理解してよろしいでしょうか。	更新用地の範囲は、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載し、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品図面等を参照願います。
24	P3	(5) 対象施設	新浄水場の処理方式は事業者提案とするものとなっていますが、原水水質の引き渡し条件をご教授ください。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、原水水質及び浄水水質に関する要求事項を示します。
25	P3, 4 22, 23	(5) 対象施設 第9参考資料（既存浄水場） 表9.1 既存浄水場の施設概要	「管理棟」及び「天日乾燥床」は継続使用するとしてますが、「旧管理棟（アクアルーム他）」及び「汚泥調整池」については、継続使用しないという考えでよろしいでしょうか、継続して使用する施設を図示等で明確化して頂きたい。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、更新後の停止施設及び、継続使用施設を明示します。 なお、「旧管理棟（アクアルーム他）」及び「汚泥調整池」は更新後は継続使用しないことを予定しています。
26	P3 25	(5) 対象施設 表2.1 新設対象施設 図6 既設取水施設位置図	表2.1の(例)にある場内配管や図6に示された取水施設から導水管の布設範囲で、各埋設管の配管位置（ルート含む）や配管深さのわかるものをご提示いただきたい。 また、更新する導水管の範囲は、どこからどこまでなのか、要求水準で示されると理解してよろしいでしょうか。 更に、既設管と新設管との接続位置や方法で制限がある場合は、ご提示いただきたい。	既設管路の位置は、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品図面を参照願います。 導水管については、既存管路に接続するまでを業務の対象とし、接続箇所及び方法については提案事項となります。 また、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、「管路、ケーブルおよび雨水路等の既存埋設物のルートおよびレベルの確認を行うこと。」、「現況図面をもとに現地調査し、埋設位置図の作成を行うこと。」、「必要に応じて埋設位置確認のため、試掘調査を行うこと。」、「試掘箇所は事業者提案による。」との事項を記載します。 なお、更新する導水管の範囲や既設管と新設管の接続位置や工法については提案事項となります。
27	P3	(5) 対象施設 表2.1 新設対象施設	施設の構成は、事業者提案によると記載されていますが、新浄水場の配水池を計画する場合に、国の認可手続きもあり、配水池の容量は、発注者から公表されるのか。または、事業者提案後に認可行為を行うことを想定されているのかご教授ください。	前提として、配水池の築造は認可要件ではありません。 配水池の必要容量は、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等で記載します。 ただし、浄水処理方式の変更となりますので、優先交渉権者決定後に、水道課で変更認可を申請します。認可申請にあたっては、図面作成等のご協力をお願い致します。
28	P3 24 25	表2.1 新設対象施設の概要 図5 既存浄水場概要処理フロー 図6 既存取水施設位置図	P3表2.1では継続使用施設に管理棟及び天日乾燥床と記載があります。 その他の施設で、継続使用されるものは無いと考えてよろしいでしょうか。（取水施設や富士松地区への配水管・場外配水池への送水管などの場外配管も含めて継続使用されるものと考えますが、正しいでしょうか？）	質問番号25を参照願います。 なお、取水施設や富士松地区への配水管・場外配水池への送水管などの場外配管については、原則、継続使用とします。
29	P3	表2.1	表2.1「新設対象施設の概要」中に、例として電気計装設備が更新対象との記載がありますが、電気計装設備には施設の監視制御システムも含まれるとの認識です。また、監視制御システムは既存設備や場外施設との接続が発生することが推察されます。 既存設備や場外施設との接続が発生する場合、既設メーカ以外では対応出来ないため、事業の競争性・公平性の観点から既存設備や場外施設との接続は本事業範囲外として頂けますようお願い致します。	既存設備との接続について、既設メーカ以外で対応できない部分については、今後の協議等を踏まえて、別途発注とすることも検討していく予定です。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
30	P3	表2.1 新設対象施設の概要	表2.1「新設対象施設の概要」中に、電気計装設備が更新対象との記載がありますが、電気計装設備には施設の監視制御システムも含まれると考えます。また、監視制御システムは既存設備や場外施設との接続が発生することが考えられます。既存設備や場外施設との接続が発生する場合、既設メーカー以外では対応出来ないため、事業の競争性・公平性の観点から既存設備や場外施設との接続は本事業範囲外としていただきたいです。	質問番号29を参照願います。
31	P3	表2.1	表2.1「新設対象施設の概要」中に、例として電気計装設備が更新対象との記載がありますが、電気計装設備には施設の監視制御システムも含まれるとの認識です。また、監視制御システムは既存設備や場外施設との接続が発生することが推察されます。既存設備や場外施設との接続が発生する場合、既設メーカー以外では対応出来ないため、事業の競争性・公平性の観点から既存設備や場外施設との接続は本事業範囲外として頂けますようお願い致します。	質問番号29を参照願います。
32	P3	表2.1	表2.1「新設対象施設の概要」中に、例として電気計装設備が更新対象との記載があります。電気設備にNTTアナログ専用回線サービスを用いたテレメータが含まれる場合の事業範囲について確認させてください。NTT西日本によるとアナログ専用回線サービスは2029年3月に終了されることとなっておりますが、本サービス停止に対処するためのシステム改築は、本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	P3	表2.1 新設対象施設の概要	新設対象施設として、例) 着水井～、(以下略)、継続使用施設として、管理棟、天日乾燥床とありますが、取水ポンプは既設の流用が基本的な事業範囲との理解で宜しいでしょうか。 既設ポンプの更新も事業範囲に含まれる場合は、本事業の事業費に計上されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	P3	表2.1 新設対象施設の概要	新設対象施設として、場内配管とありますが、取水の導水管の切替は、4ページの図3「新設施設用地位置図」の新設用地・既存用地の範囲内で適切な場所から切り替えるという理解で宜しいでしょうか（新設用地・既存用地外は、事業範囲外の場外という扱い）。	ご理解のとおりですが、一部管路については、前面道路での接続も可能とします。
35	P3	(5) 対象施設、表2.1、施設能力	計画一日最大処理水量とありますが、計画浄水量との理解でよろしいでしょうか。また、計画一日最小処理水量は処理をする際のINPUT側の最小水量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	P3	(5) 対象施設、表2.1、処理方式	処理方式が『事業者提案による』とされておりますが、適切な処理方式の設計には原水の水質基準項目のみならず、以下に示す項目のデータが不可欠です。 具体的には、溶性ケイ酸、塩素要求量、ランゲリア指数、アルカリ度、カルシウム硬度、遊離炭酸、水温についてそれぞれ最大・平均・最小値の提供をお願いします。 また、これらの水質項目は相互に関連性が高く、単なるデータ提示では十分な検討が困難であるため、原水を採水する機会のご提供を希望いたします。 つきましては、少なくとも1回、可能であれば複数回の採水についてご検討いただけないでしょうか。	原水の水質データ等は、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において提示します。同募集要項等において、希望者に対して、採水を許可する旨を記載します。
37	P3	(4)	水源浄水場の範囲は、隣接する土地を含めた範囲で示されておりますが、更新後の浄水場用地（建築確認申請上の敷地）は隣接する用地を含めた範囲と考えて宜しいでしょうか。	建築確認申請上の敷地は、新築として新設用地のみで申請する方法、増築として既存用地と合わせて申請する方法、どちらで考えていただいても構いません。
38	P3	(5) 表2.1	新設対象施設には取水関連が含まれていませんが、取水施設は全て既存を流用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案される浄水フローによって、取水ポンプの仕様変更が必要な場合は、本業務の更新対象範囲となります。
39	P3	(5) 表2.1	新設対象施設には場内配管が含まれていますが、用地内の適切な場所から更新するという理解でよろしいでしょうか。具体的に更新が必ず必要な管路があれば、実施方針等で開示していただきたいです。	提案事項とします。なお、既存浄水場内の場内配管は本業務の対象外となりますが、今回の更新に伴って、接続が必要、移設等が必要な場合には、当該工事は業務範囲内とします。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
40	P4	図3 新設施設用地位置図	建築基準法上既存施設と一体で確認申請を行うものと想定されます。既存適及工事の対応が必要となった場合、発注者の責任範囲での対応と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	P4	(5)対象施設 図3	新設施設用地内に既設取水施設がございますが、移設等の予定がございますか。移設予定がない場合、要求水準に条件が提示される理解でよろしいでしょうか。	移設の予定はありません。 本事業とは別で、新たに深井戸さく井工事等を予定しており、工事の時期、工程について、水道課と協議、調整するよう要求水準書にて記載予定です。
42	P4	図3 新設施設用地位置図	新浄水場の新設用地は、既に用地買収取得済でしょうか、また、取得済でない場合は、今後のスケジュールがどのような工程になりますかご教授下さい。	質問番号22を参照願います。
43	P5	(6)対象業務の概要 表 2-2 既設施設の整備工事	但し書きに、「新設対象の建設工事に伴い発生する既設施設の土木及び建設施設、機械及び電気設備の改良・移転・撤去・仮設工事は対象とする。」とありますが、管理棟新設提案をした場合、新設・既設管理棟撤去等の費用についても予定事業費内に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
44	P5	(6)対象業務の概要表2-2 既設施設の整備工事	但し書きに、「新設対象の建設工事に伴い発生する既設施設の土木及び建設施設、機械及び電気設備の改良・移転・撤去・仮設工事は対象とする。」とありますが、管理棟新設提案をした場合、新設・既設管理棟撤去等の費用についても予定事業費内に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
45	P5	表2.2本業務の概要	試掘調査について、事前の確認で埋設物が確認されているのでしょうか。	質問番号26を参照願います。
46	P5	表2.2本業務の概要	住民説明会への出席について、説明会は貴市が実施するものであり、事業者はその補助をする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	P5	表2.2本業務の概要	既存設備の整備工事について、「ただし、新設対象の～仮設工事は対象とする。」との記載がございますが、事業費にこれらの費用は含まれているのでしょうか。	含まれています。
48	P5	表2.2本業務の概要	試運転、運転指導業務について、性能及び機能の確認について、試運転は全量×日運転を想定しているのでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、取水可能量を記載しますが、具体的な計画については提案事項とします。なお、試運転期間は、工期内に含むものとします。
49	P5	(6)対象業務の概要 表2.2 本業務の概要	様々な調査などを示されているが、その範囲や頻度等については、事業者提案として良いとの理解でしょうか。 また、その他の関係機関や本事業に関わる各種申請書類等の補助の関係について、その具体的な内容やその期間の範囲をお示しください。	ご理解のとおりです。 なお、主要な内容については、募集要項等において記載しますが、提案書作成に必要な事項に関する関係機関への確認については、事業者の責任のもと実施願います。
50	P5	(6)対象業務の概要 表2.2本業務の概要 調査 測量調査	令和7年度下旬に用地測量結果を提供予定と記載されていますが、用地測量結果を基に建築基準法等の各種法令を遵守する必要があります。一方で、技術提案書等の提出期限が同日の令和7年度下旬（令和8年3月下旬）となっており、重複しています。よって、各種法令を遵守するためにも、6カ月程度の周知期間並びに検討期間を取れるような全体スケジュールとなるように再検討をお願いしたい。	質問番号22を参照願います。なお、現時点では全体スケジュールの変更は考えておりません。
51	P5	第 2 1 (6) 表2.2	測量調査のうち、「新設用地は令和7年度下旬に用地測量結果を提供予定」との記載がございますが、技術提案書提出期限と同時期となっております。提案書の検討に必要な情報ですので、技術提案書等の受付開始となる令和7年11月上旬までにご提供いただけますでしょうか。	質問番号22を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
52	P5	(6) 対象業務の概要 表2.2本業務の概要 調査 試掘調査	新設する浄水場用地内の埋蔵文化財の遺跡調査は、既に完了しているとの理解でよろしいでしょうか。または、埋設物調査は、対象外との理解で宜しいでしょうか。	遺跡調査は実施しておりません。 埋設物調査は業務対象となりますが、文化財などが確認された場合、その後の調査は、市で実施しますので、本業務の対象外とします。また、協議のうえとなりますが、追加調査に伴い工期延期の変更契約の対象とする場合があります。
53	P5	(6) 対象業務の概要 表2.2本業務の概要 調査 地質調査	地質調査は、表2.2の中で水道課で実施済みと記載されているが、この範囲は、図3新設用地内のみで実施されたとの理解で宜しいでしょうか。 また、実施済みの地質調査結果の内容や既存用地内で実施された過去の地質調査結果も併せて、早急に公表して頂きたい。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」を参照願います。
54	P5	(6)対象業務の概要 表2.2 本業務の概要 調査	入札前の各調査結果（地質調査・試掘調査・机上調査など）と入札後調査結果に相違が発生した場合、設計変更の扱いという理解でよろしいでしょうか。	事前に想定することが困難な事由等大きな相違が生じた場合は、協議のうえとなりますが、変更契約の対象とする場合があります。
55	P5	第2 1 (6) 表2.2	地質調査欄に「事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査」との記載がございます。 入札時には貴市から開示された資料を基に入札を行うため、入札時には想定できなかった調査結果が出て工事費が増加した場合には、【実施方針P16-表4.1リスク分担表（概略）-共通-測量・調査-発注者の帰責事由による測量・調査の不備】に記載のとおり、貴市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	想定される事項については事前に確認をお願いします。 なお、事前に想定することが困難な事由により、工事費が大幅に増大した場合は、協議の上、変更契約の対象とする場合があります。
56	P5	(6)対象業務の概要 表2.2 本業務の概要 既存施設の整備工事	既存施設の撤去は含まれないと記載がありますが、ただし以降の表現から、どのような物が撤去対象に含まれないのでしょうかご教授ください。	今回工事の影響を受けない既存施設が撤去対象外となります。令和7年9月に公表予定の募集要項等において、既存施設の取り扱い（継続利用、撤去対象など）について記載します。
57	P5	(6)対象業務の概要 表2.2 本業務の概要	本事業に関わる各種申請書類等の補助を受注者が行う事となっていますが、発注者名で申請する申請費等は発注者の負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	P5	(6) 対象業務の概要 表2.2 本業務の概要	建築の設計は、受注者側で行うことを実施方針から読み取れますが、建築基準法第5条の6第5項に規定されている工事監理は発注者の業務と考えて宜しいでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載しますが、受注者の業務となります。
59	P5	(6) 対象業務の概要 表2.2本業務の概要	「新設対象の建設工事に伴い発生する 既存施設の土木及び建築施設、機械及び 電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする」と記載がございます。 既存施設の改良・移設・撤去・仮設工事が含まれると、既存施設を納めた業者が 工事費用や技術的な観点から優位となり、入札の公平性が疎外されることから、既存施設を納めた業者以外は入札参加できない恐れもございます。全国的な DB工事の事例では「既存施設の改良・移設・撤去・仮設工事は別発注とする」ことで公平性を担保しているため、別発注を希望します。同様の対応は可能でしょうか？	質問番号29を参照願います。
60	P5	表2.2	既設電気設備から新設電気設備への切替中、新旧設備で併用する期間がありますが、既設電気設備の切替に伴う処置（改良・移設・撤去・仮設等）は既設電気メーカーしか対応できない作業が想定されます。既設電気会社が有利に働かないために公平で公正な発注として頂きたく、別途発注が必須と考えますが、ご検討を頂けないでしょうか。	質問番号29を参照願います。
61	P5	(6)対象業務の概要	既存電気設備の改良は、既存メーカーしか安価にできない工種だと考えております。そのため、特定の業者に有利とならないためにも、既設電気設備の必要な改良は、事業者が改良内容を明確に提案し、発注者が別途発注するという理解でよろしいでしょうか。	質問番号29を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
62	P5	表2.2 本業務の概要	「新設対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする」とありますが、既設機械及び電気設備の改良・移設・撤去（一部設備の撤去）・仮設工事（改良・移設・撤去に伴い既存設備との取合い等が発生する仮設）については、既設メーカーでしか対応できない等、事業の競争性及び公平性を阻害することが考えられるため、本業務の対象外としていただけないでしょうか。	質問番号29を参照願います。
63	P5	(6) 表2.2	既存施設の整備工事において、新設対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とすると記載されていますが、既存設備については、既設メーカーのみしか対応できないものもあり、公平性の観点から本業務から対象外にしていけないでしょうか。	質問番号29を参照願います。
64	P5	表2.2	「原則、既存浄水場の撤去は含まれない。」と記載がありますが、継続使用施設の管理棟内既設設備の撤去は不要と考えてよろしいでしょうか？ (電気室や中央操作室内の既設電気設備の撤去等)	今回更新対象となる中央監視設備については、撤去対象となりますが、その他は原則、撤去対象外です。
65	P5	第2 1 (6) 表2.2	周辺環境調査のうち家屋調査について、新設用地周辺には家屋が無いように思料いたしますが、調査対象を具体的に示していただけますでしょうか。	提案事項とします。
66	P5	第2 1 (6) 表2.2	周辺環境調査については、過去に貴市にて実施した調査は無いという理解でよろしいでしょうか。実施済みの調査がありましたら、開示していただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	P5	第2 1 (6) 表2.2	「土壌汚染（資料の収集整理）」との記載がございますが、業務は地歴調査等の机上調査に限定され、土壌の採取・分析等は業務対象外と理解してよろしいでしょうか。 また、地歴調査の結果、土壌の採取・分析が必要となった場合の費用増や工程遅延については、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、別途発注とする場合もあります。
68	P5	第2 1 (6) 表2.2	周辺環境調査において、土壌汚染（資料の収集整理）、とのことですが、土壌汚染調査は実施済でしょうか。	未実施となります。
69	P5	第2 1 (6) 表2.2	説明会等補助のうち、「その他必要な補助・支援」との記載がございますが、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	具体的な内容については、募集要項等において記載します。なお、資料作成や説明会への参加等を想定しています。詳細については、協議のうえで決定したいと考えております。
70	P5	第2 1 (6) 表2.2	全ての工事の施工監理は貴市にて実施され、民間側の業務範囲には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載しますが、施工監理は、受注者の業務範囲となります。
71	P5	第2 1 (6) 表2.2	試運転、運転指導業務のうち、「試運転」および「既存浄水場との切替作業」は、貴市との調整・連携が必要と思料いたします。 運用開始に向けて既存浄水場のバルブ開閉や取水の運用などは事業者からの要請に応じ、貴市の協力が得られるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	P5	表2.2	表2.2の測量調査及び地質調査の欄に「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」との記載があります。こちらの業務委託成果物について、提案の参考とするため提供頂けますようお願い致します。	質問番号23を参照願います。
73	P5	表2.2	表2.2において「基本設計：水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。」と記載があります。あくまでも提案内容を具体化した資料の作成・提出であり、提案内容そのものの変更は行われたいとの解釈でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、基本設計段階で、協議により細部の調整事項はあるものと考えます。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
74	P5	表2.2	表2.2において「基本設計：水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。」と記載があります。提案時に提出する図面及び計算書等（提案設計）を基本設計成果物の一部として認めて頂けるという解釈でよろしいでしょうか。契約後に基本設計を最初から実施する場合、設計にかかる期間が長期化し、施工期間が不足する可能性を危惧しております。	ご理解のとおりです。質問番号73も参照願います。
75	P5	表2.2	表2.2において「基本設計：水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。」と記載があります。あくまでも提案内容を具体化した資料の作成・提出であり、提案内容そのものの変更は行われたいとの解釈でよろしいでしょうか。	質問番号73を参照願います。
76	P5	表2.2	表2.2において「基本設計：水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。」と記載があります。提案時に提出する図面及び計算書等（提案設計）を基本設計成果物の一部として認めて頂けるという解釈でよろしいでしょうか。契約後に基本設計を最初から実施する場合、設計にかかる期間が長期化し、施工期間が不足する可能性を危惧しております。	ご理解のとおりです。質問番号73も参照願います。
77	P5	(6) 表2.2	設計には基本設計、詳細設計、本業務に関わる各種申請書類等の補助と記載されています。提案書は基本設計レベルの検討を行うことから、設計・工事期間も非常に短いため、提案書を基本設計（基本設計としての体裁は整える）として認めていただくことを要望します。	質問番号73を参照願います。
78	P5	(6)対象業務の概要	既存施設の撤去は、必要に応じて対象となりますが、詳細な現場調査を実施しないときめ細かな提案が出来ないと考えております。目的を明確化した上で現場調査の機会を3回以上実施して頂きたいと要望します。	質問番号1を参照願います。
79	P5	(6)対象業務の概要	住民説明会等とありますが、住民向け説明会以外に想定される説明会等の対応は必要となりますか？ また、住民説明会の開催回数目安はどの程度とお考えでしょうか。 さらに、現時点までで周辺住民との間で、約束事や協定などを締結されていますか。その上で、約束事や協定のある場合は、早急な開示をお願いします。	住民説明会以外には、関係機関への説明会が想定されますが、現在は未定です。 また、現時点では周辺住民との間で、本業務に関する約束事や協定等は締結しておりません。
80	P5	(6)対象業務の概要	刈谷市ハザードマップによると、新浄水場予定地は、浸水想定区域となっていますが、対策等は、事業者提案で良いでしょうか。	提案事項とします。
81	P5	第2 1(6) 表2.2	「測量調査」について、新設用地は令和7年度下旬に用地測量結果を提供予定とありますが、場内配置検討に必要な用地境界が記載された図面データを、早期に提供いただくことは可能でしょうか。	質問番号23を参照願います。
82	P5	第2 1(6) 表2.2	「周辺環境調査」は机上における調査であり、試料の採取や分析が必要な場合は、別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、別途発注とする場合もあります。
83	P5	表2.2 本業務の概要	「既存施設の整備工事」公告時に既存施設の図面のご提示をお願いします。なお、施工時にご提示頂いた図面に記載されていない構造物が新たに見つかり、提案の見直しが必要となった場合は、設計変更対象として下さい。	質問番号1を参照願います。なお、協議をしたうえとなりますが、提案から大きな相違が生じた場合は、ご理解のとおりです。
84	P5	表2.2 本業務の概要	「試運転、運転指導業務」運転指導の期間は本事業範囲内との理解で宜しいでしょうか。供用開始後の運転指導を求めているものでしょうか。	ご理解のとおりです。供用開始後の運転指導を求めるものではありません。
85	P5, 6	(6)対象業務の概要 (10)留意事項	運転指導業務を行う期間は、試運転調整期間のみの実施で良いかご教授下さい。 また、新設浄水場へ切替後も一定期間の運転指導業務は、事業者提案で良いと考えて宜しいでしょうか。	質問番号84を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
86	P5	表2.2 本業務の概要	「試運転、運転指導業務」において、本工事の切替等に係る可能性がある既存施設の弁類等の健全性が確保されているとの理解で宜しいでしょうか。確認できておらず、契約後に弁が開閉できないといった状態であることが判明した場合は、設計変更の対象との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	P5	表2.2 本業務の概要	「調査－その他」や「設計－本事業に関わる各種申請書類等の補助」に「関係機関との協議」に関する記載がございますが、契約前の提案検討における行政の関係所轄部門や電力会社などへの確認においては、事前の打合せは可能でしょうか。 また、打合せできる場合、貴市の協力（同行等）をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	提案書作成に必要な事項に関する関係機関への確認については、事業者の責任のもと実施願います。なお、水道課の同行は行いません。
88	P5	表2.2 本業務の概要	「調査－その他」や「設計－本事業に関わる各種申請書類等の補助」に「関係機関との協議」に関する記載がございますが、基本設計時に、関係所轄部署（建築指導課や小暴騰）との協議結果がございましたらご教示ください。また、契約後の行政協議で提案時に想定できない事由により、提案が変更が生じた場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」を参照願います。 想定される事項については事前に確認をお願いします。なお、事前に想定することが困難な事由により、工事費が大幅に増大した場合は、協議の上、変更契約の対象とする場合があります。
89	P5	表2.2 本業務の概要	「設計－基本設計、詳細設計」とありますが、本事業は公募型プロポーザルであることから、技術提案書等に提出した内容を基に審査していただき、優先交渉権者選定後に協議し、契約する流れの中で貴市水道課に提案内容を承諾いただくことになるため、技術提案書等の大部分が基本設計に該当すると認識しています。当然、必要に応じて契約後に見直す内容もございますが、提案内容そのものの変更は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。 また、基本設計と詳細設計で成果物の区分を設定していただくのではなく、最終の設計成果物として設定していただけないでしょうか。事業期間が非常に短いため、効率的に設計を進めていく必要があると考えています。	ご理解のとおりです。質問番号73を参照願います。 成果物については、基本設計と詳細設計で区分してください（同一の報告書でも問題ありませんが、章などを分けるなどしてください）。なお、基本設計が承諾されたうえでの詳細設計の実施となりますので、基本設計時点での成果物の提出を求めることになります。
90	P5	(6) 対象業務の概要	周辺環境調査に関し想定している現場からの範囲及び調査数量は公表していただけるのでしょうか。	提案事項とします。
91	P5	(6) 表2.2	基本設計は水道課の承諾を受けると記載されています。詳細設計での見直し等はできないとの理解でよろしいでしょうか。	原則は、ご理解のとおりです。ただし、協議のうえとなりますが、軽微な見直し等が生じる場合はあります。
92	P5	(6) 表2.2	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議と記載されていますが、提案段階において、関係機関への確認について事前協議は可能でしょうか。また、協議が可能な場合、貴市の協力（市の判をついた頭紙等）はいただけるのでしょうか。	質問番号87を参照願います。
93	P5	(6) 表2.2	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議と記載されていますが、これまでに関係機関との事前協議を行ってれば、実施方針等での開示を要望します。	質問番号88を参照願います。
94	P5, 6	(6) 対象業務の概要 (8) 業務スケジュール	設計及び建設期間（試運転調整を含む）が4年6カ月となっています。基本設計から詳細設計を行う場合は、約1年6カ月程度必要と思われます。その後、施工に3年6カ月程度必要と考えており、トータル工期を5年へ延長できないでしょうか。 また、導水管などの埋設管が当初想定位置以外で配管されていた場合は、その影響による工期延期は、発注者リスクとして考えて宜しいでしょうか。	現時点で工期延長は考えておりませんが、今後の協議等により工期延長が必要だと認められる場合は検討します。 また、導水管などの埋設管が当初想定位置以外で配管されていた場合ですが、協議のうえですが、影響が大きいと判断された場合については、工期延期等の設計変更とする場合があります。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
95	P5, 6	(6)対象業務の概要 (10)留意事項	試運転調整や切替作業を安定的かつ継続的な配水を確認しながら行うにあたり、導水及び送水配水管で一時的な断水作業が必要と考えており、不断水か断水可能かをご教授願いたい。 また、断水等作業を行う場合の条件や手順を遵守することが必要なものをご教授下さい。	不断水工事を原則とします。なお、工法等については、提案事項とします。
96	P6	(9)遵守すべき関係法令等	刈谷市独自の条例や政令をはじめ仕様書などの遵守すべきものの公表を詳細にお願いしたい。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。ただし、事業者においては、本業務に関連する関係法令等については不足なく調査するものとします。
97	P6	(10)留意事項	施工中の配水管や給水管の断水は、可能と考えてよいか。	質問番号95を参照願います。
98	P6	(10)留意事項	新旧施設の切替期間に発生する電力消費に関して、その費用は、発注者負担で可能と考えて良いですか。また、新旧の導水管等の切り替え時に必要となるバルブ操作は発注者負担との理解でよろしいでしょうか。 また、P6 (10) 留意事項の「完成後」とは、「竣工検査後」を指しますか。	試運転にかかる電力料金等の必要な費用は事業者負担となります。 切替時のバルブ操作は、事業者の支援・協力のもと、発注者が行います。 ここでいう「完成後」とは、当該業務の完了後を表しており、「引き渡し後」に新たな施設に切換えるということを示しています。なお、試運転期間を指すものではありません。
99	P6	第2 2 (8) 表2.3	設計及び建設期間（試運転調整を含む）は令和8年10月～令和13年3月31日との記載がありますが、設計期間及び建設期間の目安をお示ください。	工期を前提として、提案事項とします。また、工期設定の内訳については開示しません。
100	P6	第2 2 (8) 表2.3	設計及び建設期間の予定時期を示されておりますが、準備工事については設計期間中に着手することは可能でしょうか。	提案事項となりますが、支障がないようであれば問題ありません。
101	P6	第2 2 (8) 表2.3	設計及び建設期間の予定時期について、継続使用施設（管理棟・天日乾燥床）の新設・改築等を提案した場合、その設計および工事の期間は本事業の設計及び建設期間とは別に、契約後の協議事項という理解でよろしいでしょうか。	質問番号6を参照願います。
102	P6	(9)順守すべき関係法令等	提案段階で、建築主事や消防に、建築確認申請の事前協議を行ってもよろしいでしょうか。	質問番号87を参照願います。
103	P6	表2.3 業務スケジュール（予定）	「設計及び建設期間」が4.5年と設定されています。浄水場一式の基本設計・詳細設計となると、既存施設の場内配管の干渉のための調査なども多分に発生するため、他DB案件では2年程度の設計期間が一般的です。この場合、建設期間が2.5年となり、現実的ではございません。1.5年程度の延長を検討頂けませんか。参考に4.5年の工期設定の内訳の想定を公表または開示していただけないでしょうか。	現時点で工期延長は考えておりませんが、今後の協議等により工期延長が必要だと認められる場合は検討します。
104	P6	表2.3	「設計及び建設期間」が4.5年と設定されています。浄水場一式の基本設計・詳細設計となると、既存施設の場内配管の干渉のための調査なども多分に発生するため、他DB案件では2年程度の設計期間が一般的です。この場合、建設期間が2.5年となり、現実的ではございません。1.5年程度の延長を検討頂けませんか。発注にあたり、工期設定の実現性を確認されていまして、資料の公表または開示をお願いいたします。	質問番号103を参照願います。
105	P6	(8) 表2.3	業務スケジュールがかなりタイトですが、この工程根拠については、実施方針等での開示を要望します。	質問番号103を参照願います。
106	P6	(8) 表2.3	設計及び建設期間が4年半と設定されています。当該浄水場は、河川事務所や電力会社など関連機関との協議、地質調査や試掘調査など追加調査などを考えると、設計期間は最低2年が必要と考えており、その場合、建設期間が2.5年は現実的ではございません。建設期間の短縮に関する提案も全くできない状況です。同規模浄水場レベルの建設期間は一般に4年程度は必要であり、1.5年程度の延長を希望します。仮に設計期間2年、建設期間2.5年で可能と考えていましたら、その工期算定の根拠を実施方針にて開示していただけないでしょうか。	質問番号103を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
107	P6	第2 (10) 留意事項	本業務は既設設備を運転しながら～との記載がありますが、市内への安定的かつ連続的な配水に関し、設備等の最大停止可能時間をご教示下さい。	質問番号95を参照願います。
108	P6	(10) 留意事項	既存エリアとのセキュリティ関連は要求水準書で公表していただけるのでしょうか。	既存エリアのセキュリティを含め提案事項となります。ただし、既存エリアのセキュリティ設備の更新は対象外とします。管理については引き続き水道課が行います。
109	P7	イ提案内容の審査	プレゼンテーションは採点の対象になるのでしょうか。	対象となります。
110	P7	(3)事業者選定委員会の設置	関係機関等より構成される「委員会」のメンバーは公平・公正な視点ができる人物と理解します。メンバー構成の公表は今後予定されていますか。	優先交渉権者決定後に、公表を予定しています。
111	P7	第3 1 (4)	「優先交渉権者と協議し、契約を締結する」とのことですが、見積上限価格を上回る見積額を提示した事業者でも、不調、不落を回避するために優先交渉権者に選定されることはありますでしょうか。（優先交渉権者として選定後、価格協議を行うことを前提として）	見積上限額を超える価格を提示した事業者は失格となります。
112	P7	2 (1) ク	応募者には積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業を活用するよう努めることと記載がありますので、地元企業の活用に関して評価していただくことを要望します。	地元企業をJVの構成企業とする場合、評価する予定です。
113	P8	第3 2 (1) ク	「構成企業に、積極的に地元企業を活用するよう努めること」という旨の記載がございます。 構成企業に地元企業を含めることで評価対象となるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号112を参照願います。
114	P8	2 (1) ク	「応募者は、本工事の設計建設JVの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業（以下「地元企業」という）を活用するよう努めること。」との記載がありますが、設計建設JVの構成企業及び協力企業に地元企業を活用することも評価して頂けますようお願い致します。	質問番号112を参照願います。
115	P8	第3 2(1) ク	「設計建設JVの構成企業に、積極的に地元企業を活用するよう努めること」について構成企業に含めた場合、加点评価されるという考えでよろしいでしょうか。	質問番号112を参照願います。
116	P8	第3 2 (1) ク	JV構成企業に地元企業を活用した場合の評価方法や評価点について、ご教示願います。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において提示します。
117	P8	第3 2 (1) カ	「・・・構成員は、他の応募者グループの構成員となることはできない」とありますが、協力企業として参画する場合は、他の応募グループの協力企業になることも可能ということでしょうか。	協力企業については、可能と考えます。
118	P8	第3 2 (1) ク	「・・・設計建設JVの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業「以下「地元企業」という）を活用するよう努めること」とあります。「努めること」とは、構成企業に地元企業を含めなくても失格にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	P8	第3 2 (1) ク	構成企業に含める地元企業に関して、以下について確認させて下さい。 ・土木工事、建築工事、機械設備工事、電気工事のいずれか1工種に地元企業を含めれば宜しいでしょうか。 ・構成企業に含める地元企業の数、任意で構わないでしょうか。 ・地元企業の参画数が多いほど、高い評価が得られることになるのでしょうか。	土木工事、建築工事、機械設備工事、電気工事のいずれか1工種に地元企業を含めれば問題ありません。また、構成企業に含める地元企業数は、任意となります。評価基準については、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
120	P8	第3 2 (1) ク	「応募者は、本工事の設計建設JVの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業（以下「地元企業」という）を活用するよう努めること。」との記載がありますが、設計建設JVの構成企業及び協力企業に地元企業を活用することも評価していただけないでしょうか。	協力企業については定量評価は行いませんが、定性評価の一部として扱う予定です。
121	P8	2 (1) ク	「応募者は、本工事の設計建設JVの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業（以下「地元企業」という）を活用するよう努めること。」との記載がありますが、設計建設JVの構成企業及び協力企業に地元企業を活用することも評価して頂けますようお願い致します。	質問番号120を参照願います。
122	P8, 12, 15	第3 2 (1) オ、 第3 2 (2) ア` (イ)、 第3 2 (3) イおよびウ、第4 1	参加資格の欠格事由、構成員の変更条件の緩和について。 参加資格要件の一つに「刈谷市入札参加資格停止要領等に基づく指名停止等を受けていないものであること。」との記載がございます。 愛知県内で多くの工事を施工中であります建設会社にとって、工事に伴う事故は完全に防ぐことはできないことから、常に指名停止のリスクを抱えております。 本件では応募参加資格確定基準日の翌日から技術提案書等の提出までの約6か月間は構成員の変更が認められておりますが、技術提案書等の提出から契約の締結までの約6か月間は構成員の変更が認められず、失格となってしまいます。 あまりにもリスクが高いため、事故による指名停止を欠格事由から除いていただく、もしくは技術提案書の提出以降も構成員の変更を認めていただく等、緩和していただくことは可能でしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載しますが、「提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者の構成企業が次の各号に該当する場合については、水道課が認める場合に限り当該構成企業を変更することができる。」こととし、条件を緩和します（各号は省略）。
123	P9	第3-2-(2) イ	「・・・代表企業として参加した実績を有すること。」との記載がございます。 「参加」とは「応札の結果、事業者として選定された実績」という理解でよろしいでしょうか。	ここであいう「参加」とは、事業が完了していることを表します。ただし、DB以外、例えばDB0などについては、設計及び施工が完了していることが証明出来ればよいものとします。
124	P9	第3.2.(2).ウ	「技術士法に定める技術士で電気・電子部門の資格を有する者が1名以上在籍していること。」とあるが、在籍していれば本件担当等でなくても良いか。	問題ありません。ただし、調査・設計業務に関する管理技術者及び照査技術者については、上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士を要件とする予定です。
125	P9	ウ 各業務の実施企業の資格要件 （ア）設計業務に関する事項	設計業務において、技術士（上水道部門、電気電子部門）の資格が求められますが、「資格確認申請書提出期限から運用開始までの期間在籍している」という認識でしょうか。	ご理解のとおりです。
126	P9	第3 2 (2) ア (キ)	本業務のプロポーザル支援業務受注者及びその関係会社に対する出資及び役員派遣の制限の記載がありますが、参加表明書及び資格確認申請書の提出時点での条件と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	P10	ウ 各業務の実施企業の資格要件 【土木工事】	参加資格の10年以内の実績は、令和7 年10 月の参加表明書及び資格確認申請書の受付現在を基準にして宜しいでしょうか。	基準日は、募集要項等を公表予定の令和7年9月25日とします。
128	P10	第3事業者の募集及び選定、契約に関する事項-2-(2)-ウ-(イ)-共通	技術者の配置で、参加資格確認申請時に登録した技術者を、契約開始のタイミングで新たに専任で配置した技術者へ変更が可能と理解してよろしいでしょうか。	やむを得ない事由による場合を除き、参加資格申請時に登録した技術者を配置すること。
129	P10	第3 2(2) ウ(イ)	建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること、と記載がありますが、通常のプラント工事同様、専任での配置は現場稼働期間であり、機器製作期間は専任での配置は不要との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
130	P10	2 (2) ウ	監理技術者又は主任技術者を専任で配置することの記載がございますが、機器製作期間と現場期間で分ける事が出来るという理解でよろしいでしょうか。	質問番号129を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
131	P10	2 (2) ウ	監理技術者又は主任技術者を専任で配置することの記載がございますが、機器製作期間については非専任という理解でよろしいでしょうか。	質問番号129を参照願います。
132	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	監理技術者の専任期間は現地施工期間中であり、設計期間や機器製作期間の監理技術者は「兼任」でよいと理解してよろしいでしょうか。	質問番号129を参照願います。
133	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	機械工事及び電気工事において、工場製作期間と現場施工期間で別の監理技術者を配置できると理解でよろしいでしょうか。	質問番号129を参照願います。
134	P10	2 (2) ウ	監理技術者又は主任技術者を専任で配置することの記載がございますが、各工種の開始時期から各工種の監理技術者又は主任技術者を配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	P10	2 (2) ウ	監理技術者又は主任技術者と現場代理人は兼任出来るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	P10	ウ 各業務の実施企業の資格要件 (ア) 設計業務に関する事項	設計の資格要件で、過去10年以内に～施設能力10,000m ³ /日以上を有する浄水場の詳細設計実績について、資格確認申請提出期限時より10年以内に完了している4工種（土木・建築・機械・電気）が揃った実績（ex. 提出期限がR8年3月下旬と想定した場合、H28年3月下旬以降の完了実績）という認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	「水道施設工事企業は、（中略）の特定建設業の許可を受けていること」、とされていますが、ここで言う水道施設工事企業は、機械設備工事企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	水道施設工事企業（機械設備工事企業）の配置予定技術者は機械器具設置工事又は水道施設工事に係る資格を有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。
139	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	現場代理人と監理技術者は兼務可能でしょうか。	兼務可能です。
140	P10	第3 2 (2) ウ (イ) 【共通】	技術提案時は複数名の配置予定技術者を記載することは可能でしょうか。	参加要件にかかる技術者については1名、それ以外については提案事項とします。
141	P11	第3 2 (2) ウ (イ) 【機械設備工事】	「過去10 年以内に、国内において、施設能力10,000 m ³ /日以上を有する浄水場の機械設備工事（主要な浄水処理設備の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること」とありますが、主要な浄水処理設備は、沈澱池やろ過池の設備、膜ろ過設備等、設備の種類は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	P11	第3.2.(2)ウ.(イ)【機械設備工事】	機械設備工事の企業に求められる施工実績として、「施設能力10,000m ³ /日以上を有する浄水場の機械設備工事（主要な浄水処理設備の新設又は全面更新）」とありますが、「主要な浄水処理設備」の定義について、処理方法（緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過等）や設備範囲（急速ろ過方式の場合、薬品沈澱池と急速ろ過池の機械設備を含むこと等）についてご教示下さい。	質問番号141を参照願います。
143	P11	第3 2 (2) ウ (イ) 【機械設備工事】	「過去10 年以内に、国内において、施設能力10,000 m ³ /日以上を有する浄水場（以下略）」には、工業用水施設も含むと考えてよいでしょうか。	工業用水施設は対象外となります。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
144	P12	(1)	提案評価を行う際、技術評価と価格評価で実施されるかと思います。技術評価を行う際に、価格を把握された状態では、技術評価が価格に影響される可能性があるため、技術評価と価格評価は各々で実施していただきたいです。	参考意見とさせていただきます。なお、価格評価は定量評価ですので、技術評価とは独立しております。
145	P13	表3.1 事業者選定のスケジュール (予定)	技術提案書等の受付について、技術評価の際、審査委員の方々が入札価格を把握されると、技術評価が入札価格に大きく影響され、価格が優先され、提案内容の質の低下の恐れがあるため、技術評価と価格評価は独立して実施していただきたいです。	質問番号144を参照願います。
146	P13	表3.1 事業者選定スケジュール(予定)	現地見学会について、設計の質を上げるため、設計が進捗した状態(要求水準書公表後)で再度見学の機会をいただけないでしょうか	質問番号1を参照願います。
147	P13	表3.1事業者選定スケジュール (予定)	要求水準書公表後、提案の実現確認及び実現向上等のため現地見学をさせていただくことは可能でしょうか。	質問番号1を参照願います。
148	P13	表3.1事業者選定スケジュール(予定)	現地見学会について、設計の質を上げるため、設計が進捗した状態(要求水準書公表後)で再度見学の機会をいただけますでしょうか。	質問番号1を参照願います。
149	P13	(2) 現地見学会及び実施方針に関する質問受付及び回答公表	公平な入札を行う上で、既設企業に有利にならないように配慮いただく観点から、現地見学会の回数を新たに開催して頂きたい。 また、参加人数についても、今回1社3名となっていました。弊社は、土木・建築を担当しており、施工と設計を検討実施する観点から、多くの技術者が現場を見られるように再考して頂けないでしょうか。 さらに、特に電気に関わり、管理棟との配線などが確認できるように時間と資料の提示をして頂きたい。	質問番号1を参照願います。なお、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等に記載する現地調査の参加人数については、構成企業ごとに5名までとする予定です。
150	P13	表3.1 事業者選定のスケジュール (予定)	要求水準書及び募集要項等の公表後、質問回答を経て、水道課が求める更新内容をより深く理解するために、相互の意見交換する目的で、令和7年11月上旬以降、事業者選定のスケジュールに技術的対話を設定していただきたい。	質問番号1を参照願います。
151	P13	表3.1事業者選定スケジュール(予定)	現地見学会の開催についてですが、要求水準書公表後に提案の実現性向上のため、再度現地見学をさせていただくことは可能でしょうか。	質問番号1を参照願います。
152	P13	第3.4(2) 現地見学会及び実施方針に関する質問受付及び回答公表	令和7年7月31日(木)に実施いただいた現地見学会とは別に、既存施設の詳細情報の確認・対応可否判断のため、現地調査の早期実施を希望します。可能でしょうか？(事業者選定スケジュール：参加申請書提出前の8月中又は9月中希望)	質問番号1を参照願います。
153	P13	表3.1事業者選定スケジュール(予定)	現地見学会について、設計の質を上げるため、設計が進捗した状態(要求水準書公表後)で再度見学の機会をいただけないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
154	P13	表3.1	スケジュールについて、技術的対話の記載がございませんが、提案書提出までに複数回開催して頂ける認識でよろしいでしょうか。	質問番号1を参照願います。
155	P13	表3.1 事業者選定スケジュール	設計の精度を高めるため、要求水準書公表後に再度現地見学会を実施いただくことは可能でしょうか。	質問番号1を参照願います。
156	P13	4(1) 表3.1	現地見学会以降に、場内施設を見学することは可能でしょうか。	質問番号1を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
157	P13	表3. 1	応募者側は、今後公表される要求水準等の書類に記載された条件を満足するよう提案を作成していきますが、一般的なPPP案件では発注者様側の要求事項に対して理解が正しく行われているか、認識の齟齬が無いかを確認する場として、官民（技術的）対話が設けられる場合があります。本事業についても、提案の質を向上させることにも繋がりますので、対話を実施することをご検討頂けないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
158	P13	表3. 1 事業者選定のスケジュール（予定）	技術提案書等の受付について、要求水準や要求水準に記載しきれなかった発注者様の要求事項に対して応募者の理解度を測り、それを深めることで、より良い提案に繋がると考えます。双方の意思疎通を図ることを目的として、技術提案書等の受付前に技術的対話や競争的対話が実施されることが多々あります。より良い提案を受けつける意味で、発注者様にもメリットがあることから、本事業においても実施することをご検討いただけないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
159	P13	表3. 1事業者選定のスケジュール（予定）	貴課が求める要求水準について、応募者の理解度を測り、貴課の意図を相互確認するため、技術提案書等の受付前に技術対話を開催いただけないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
160	P13	第3. 4(2) 現地見学会	現地見学会が1日のみの開催でしたが、別途、運転管理方法等のヒアリングを実施させていただけないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
161	P13	表3. 1事業者選定のスケジュール（予定）	限られた時間での技術やコストの提案を行うにあたり、基本設計の情報は、事業者にとって重要かつ有力な参考資料であり、提案の質を左右する根幹となるのと考えます。そのため、基本設計の開示は単なる情報提供にとどまらず、公平性と透明性の確保、そして提案の精度向上に直結するものと認識しております。ぜひとも、基本設計に関する資料の開示についてご検討いただけますようお願いいたします。	質問番号1を参照願います。
162	P13	第3. 4(2) 現地見学会	現地見学会が既設の完成図書、とりわけ電気設備関連の情報が提供されない状況での開催となりました。そのため、現地の状況との整合性を確認することが困難であり、既設メーカー以外の事業者にとって著しく公平性を欠くものと考えております。つきましては、要求水準書等の公表とあわせて、既設設備に関するすべての情報が開示された後に、現地見学会を複数回開催いただけますようご検討いただけないでしょうか。	質問番号1を参照願います。
163	P13	表3. 1	表3. 1記載のスケジュールでは、「技術提案書の受付」が令和7年11月上旬～令和8年3月下旬と記載されています。通常他のDB等PPP案件では、提案書提出からプレゼンテーション、契約締結まで約2～3ヶ月程度が一般的かと存じます。提案書作成の期間を確保していただくことが、提案の質の向上にもつながるため、提案書の提出日限を令和7年6月下旬に延長して頂けないでしょうか。	現時点での提案書の提出期限の延長は考えておりませんが、今後の協議等により延長が必要だと認められる場合は検討します。
164	P13	(1)事業者選定のスケジュール	技術提案書等の受付が令和8年3月下旬までとなっており、技術提案のプレゼンテーションが令和8年7月となっています。3カ月程度の空白期間がありますが、年度変わりのための発注者側の引継ぎや市議会対応などの想定で空白期間が設けられているのでしょうか。提案に関係ない期間であれば、技術提案書等の受付を6月へ変更となるように検討頂けませんか。	質問番号163を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
165	P13	表3.1 事業者選定のスケジュール（予定）	技術提案書等の受付について、提案書・入札から、プレゼンテーションまでの期間が4か月程度設けられています。他事業の事例から1～2か月程度と設定されることが多いと認識しております。応募者が公告内容を基に提案設計し、入札金額の精度を高めることで、入札金額の低減にもつながると考えています。入札時期を2～3か月程度後ろにずらすことをご検討いただけないでしょうか。	質問番号163を参照願います。
166	P13	表3.1事業者選定のスケジュール（予定）	技術提案書等の受付から技術提案のプレゼンテーションまで約4か月の期間がありますが、より良い技術提案や提案金額の検討を行うためには、さらなる期間の確保が不可欠であると考えております。つきましては、技術提案書等の受付期間の延長をご検討いただけますようお願いいたします。	質問番号163を参照願います。
167	P13	表3.1	提案書・入札から、プレゼンテーションまでの期間が4か月程度設けられています。他事業の事例から1～2か月程度と設定されることが多いと認識しております。応募者が公告内容を基に提案設計し、入札金額の精度を高めることで、入札金額の低減にもつながると考えています。入札時期を2か月程度後ろにずらすことをご検討いただけないでしょうか。	質問番号163を参照願います。
168	P13	(1) 表3.1	技術提案書等の受付から技術提案のプレゼンテーションまで4か月あります。他事例では1～2か月程度が多く、一方で技術提案書の期間が要求水準書及び募集要項等の公表から半年となっています。コスト算出に当たっては、少しでも技術提案期間が長いほうが抑制効果に繋がるかと思しますので、技術提案書等の受付を2か月程度先送りについて要望いたします。	質問番号163を参照願います。
169	P13	表3.1	表3.1記載のスケジュールでは、「要求水準書及び募集要項等の公表」が令和7年9月下旬と記載されています。本事業の検討を進め、より良い提案を提出するために要求水準書（案）の早期公開をお願い致します。	令和7年9月下旬を公表予定としております。
170	P13	表3.1	表3.1に「技術提案書等の受付」の記載がありますが、こちらは応募者側で技術提案書や提案図面、添付資料等必要な資料一式を作成し提出することを指していると理解しています。その際提出する資料一式はかなりのボリュームになることが予想されるため、提出の形式にあたっては、基本的に電子データを格納したCDもしくはDVDでの提出として頂けますようお願い致します。 提案書提出を紙媒体で行うことになると、印刷製本及び落丁チェック等に一週間から二週間程度時間がかかり提案書作成にかかる期間を圧迫すること、応募者側の金銭的負担が増大すること、等の課題が発生します。より良い提案を行うためにも、ご配慮頂けますと幸いです。	紙媒体での提出をお願いします。ただし、製本については簡易的なもので問題ありません。なお、必要部数を含め詳細については、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。
171	P15	第4 1、 第4 2（2）	「業務委託契約」と「建設工事請負契約書（案）」との記載がございますが、貴市と優先交渉権者の間で締結されるのは、「設計及び建設工事請負契約」ではないでしょうか？ もしくは、「業務委託契約」と「建設工事請負契約」を締結する場合、別途「設計業務委託契約」も締結することになりますでしょうか。	「設計施工業務委託契約」の締結を予定しております。なお、詳細については、令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。
172	P15	第4 2（2）本業務で予想されるリスク	今後公表される契約書に関して、損害賠償の上限額設定および範囲限定(間接損害、逸失利益等は含まず)を考慮いただけないでしょうか。	上限額設定等は考慮する予定はありません。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
173	P16	表4.1 リスク分担表	共通不可効力欄※2 について、「発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合は事業者負担とする。」との記載がありますが、ここで示す事業者は、受注者を示すものと考えてよろしいでしょうか。 また、一定以下の費用の具体的金額の想定額をご提示願います。	受注者を示します。なお、具体的な範囲や金額については、協議のうえで決定するものとします。
174	P16	表4.1 リスク分担表(概略)	※2記載の「一定以下」とは、事業費に対する率で規定されるのでしょうか、それとも額で規定されるのでしょうか。また、発注者様負担にも関わらず、なぜ事業者が費用を負担する必要があるのでしょうか。	質問番号173を参照願います。
175	P16	表4.1 リスク分担表(概略)	「※2 不可抗力については、発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合は事業者負担とする。」と記載がございます。一定と指し示す具体的な数値についてご教示ください。	質問番号173を参照願います。
176	P16	表4.1 リスク分担表 共通 不可抗力	追加費用が一定以下の場合は事業者負担とする。とあるが、一定以下とは、請負額の何パーセントを指すのか。	質問番号173を参照願います。
177	P16	第 4 2 (2) 表4.1 ※2	不可抗力に関して、事業者負担となる「一定以下の場合」を具体的にお示しいただけますでしょうか。	質問番号173を参照願います。
178	P16	第4 2(2) 表4.1	「不可抗力」※2の説明で、「追加費用が一定以下の場合には事業者負担」とありますが、具体的な金額を示していただけないでしょうか。	質問番号173を参照願います。
179	P16	表4.1 事業対象範囲	不可抗力リスクに関し、※2注釈に一部事業者負担となる旨の記載がありますが、保険対象外となる事象について、事業者負担は除外いただけないでしょうか。	質問番号173を参照願います。
180	P16	表4.1	「※2 不可抗力については・・・追加費用が一定以下の場合には事業者負担とする」とありますが、「追加費用が一定以下」とはどれくらいの金額を想定しているかご教示ください。	質問番号173を参照願います。
181	P16	表4.1 リスク分担表	共通不可効力欄※2について、「発注者負担とするが、追加費用が一定以下の場合には事業者負担とする。」との記載がありますが、ここで示す事業者は、受注者を示すものと考えてよろしいでしょうか。 また、一定以下の費用の具体的金額の想定額をご提示願います。	質問番号173を参照願います。
182	P16	第4 2(2) 表4.1	物価変動による費用の増大が一定以上の費用変動の場合、適用される改定条件を具体的にお示しいただけますでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。
183	P16	表4.1 リスク分担表(概略)	※3記載の一定の費用変動とは、事業費に対する率で規定されるのでしょうか、それとも額で規定されるのでしょうか。	質問番号182を参照願います。
184	P16	第4 2(2) 表4.1	物価変動による費用の増大の※3の一定の費用変動以上の場合に適用される改定条件を具体的にお示しいただけないでしょうか。	質問番号182を参照願います。
185	P16	表4.1 リスク分担表(概略)	「※3 物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」と記載がございます。一定と指し示す具体的な数値についてご教示ください。	質問番号182を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
186	P16	第4 2(2) 表4.1	「物価変動」※3の説明で、「一定の費用変動以上の場合は費用改定を行う」とありますが、具体的な数値を示していただけないでしょうか。	質問番号182を参照願います。
187	P16	表4.1 リスク分担表	物価変動について、提案金額の基準は募集要項公表日との理解でよろしいでしょうか。提案金額算出開始（募集要項公表）から契約の締結まで約1年の期間がありますので、この期間の物価変動リスクが民間事業者負担とならないようにお願いします。	質問番号182を参照願います。
188	P16	表4.1 リスク分担表	物価変動について、物価改定の指標は募集要項等にて明示されるとの理解でよろしいでしょうか。物価改定の指標が不明確な場合は採用される指標の差が民間事業のリスクになり、提案金額上昇につながるため、明確な設定をお願いします。	質問番号182を参照願います。
189	P16	表4.1 リスク分担表	物価変動について、機器費についても改定の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	受注者から根拠を提示し、発注者が適正と判断したうえで、機器費についても対象とする場合があります。
190	P16	(2)本業務で予想されるリスク	物価変動に伴う費用の増大に関して、どのようにして変更契約を行うお考えでしょうか。	質問番号182を参照願います。
191	P16	表4.1 物価変動	物価変動に機器費の物価上昇に関しても考慮いただくことは可能でしょうか。	質問番号189を参照願います。
192	P16	表4.1 事業対象範囲	物価変動※3に「一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う」とありますが、基準日については技術提案書提出日と考えております。認識に相違ございませんでしょうか。 また、費用改定を行う具体的な数値を示していただけないでしょうか。	質問番号182を参照願います。
193	P16	表4.1	「※3 物価変動については・・・追加費用が一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う」とありますが、「一定の費用変動」とはどれくらいの金額を想定しているかご教示ください。	質問番号182を参照願います。
194	P16	表4.1	「※3 物価変動については・・・追加費用が一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う」とあり、主負担が発注者となっておりますが、これはインフレスライド条項の設定を想定したものでしょうか。スライド条項等を考慮したものであれば、実施方針の公表から契約締結まで長期間（1年以上）を要すること及び昨今の急激な物価変動を鑑み、スライド条項に該当する事象が発生した場合、変更前契約金額の積算基準日については提案価格上限額（債務負担行為設定日）を定めた年月としていただきますようお願いいたします。また、リスク明確化の観点から募集要項等で変更前及び変更後の積算基準日を明示頂けますようお願い致します。	質問番号182を参照願います。
195	P16	第4 2（2）表4.1※3	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」とされています。 実施方針公表前に費用（調査・設計・工事）は算定済みと史料いたしますが、費用の算定期間から本業務の契約締結まで1年以上の期間があるため、当該期間中の物価変動がある場合は、契約締結後に速やかに金額変更契約を締結していただくなど、契約締結までの期間の物価変動も費用改定の対象という理解でよろしいでしょうか。	質問番号182を参照願います。
196	P16	第4 2（2）表4.1 ※3	物価変動に関して、費用改定を行う「一定の費用変動以上の場合」を具体的にお示しいただけますでしょうか。 また、基準となる指標についてもお示しいただけますでしょうか。	質問番号182を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
197	P16	第4 2 (2) 表4.1	共通/物価変動について、契約後の設計期間中の工事費の物価高騰についても設計変更対象になるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号182を参照願います。
198	P16	第4 2 (2) 表4.1	「物価変動については、発注者負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。」とされています。 この点は公共工事標準請負契約約款のスライド条項に基づいてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号182を参照願います。
199	P16	表4.1リスク分担表 共通 物価変動	物価変動による費用の増大は、物価スライドを指すと思われるが、国土交通省の物価スライド等の指針に従って行われると理解したらよいか。	質問番号182を参照願います。
200	P16	表4.1リスク分担表(概略)	物価変動について、起算日は公告時点と考えてよろしいでしょうか。	質問番号182を参照願います。
201	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	不可抗力及び物価変動に関して、※2、※3の注釈がありますが、『一定』について具体的な数値をお示し頂きたい。	質問番号173を参照願います。 質問番号182を参照願います。
202	P16	表4.1リスク分担表(概略)	見学者事故について、受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備とは、どのような状態を想定しているのでしょうか。	本業務期間中は、原則、施設見学は実施しない予定であることから、当該項目は削除させていただきます。
203	P16	表4.1リスク分担表(概略)	見学者事故について、工事期間中の見学者対応もあるということでしょうか。それとも、引き渡し後でしょうか。また、引き渡し後の場合、期限は瑕疵担保期間中と考えてよろしいでしょうか。	質問番号202を参照願います。
204	P16	表4.1リスク分担表 共通 見学者事故	受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備により、見学者に事故が発生した場合は、基本発注者と考えます。ただし、民法上の瑕疵担保期間の構造物等が原因の場合は、受注者と考えます。 さらに、工事中エリア内の見学における事故は、受注者と考えます。	質問番号202を参照願います。
205	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	見学者事故に関して、「受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備により、見学者に事故が発生した場合」について、本委託では運転維持管理業務は対象外の認識につき、記載誤りかと思われませんがご教示願います。	質問番号202を参照願います。
206	P16	第4 2 (2) 表4.1	本件はDBであり運転維持管理は事業内容に含まれておりませんので、「共通-見学者事故」欄は不要と思料いたしますが、いかがでしょうか。 もしくは施工中に第三者による見学会等が行われた場合の対応という理解でよろしいでしょうか。	質問番号202を参照願います。
207	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	見学者事故のリスクについて、本DB事業で想定される「運転維持管理の不備や施設の劣化」は具体的にどのようなことを想定されているか教えていただけないでしょうか。	質問番号202を参照願います。
208	P16	表4.1 リスク分担表	見学者事故のリスク概要に、「運転維持管理」との記載がありますが、本業務では対象外と存じますので項目の削除をお願いいたします。	質問番号202を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
209	P16	表4.1	(リスクの種類) 共通・見学者事故 (リスクの概要) 「受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備・・・」とありますが、本事業の方式はDBのため、運転維持管理は含んでおりません。そのため負担者の区分は受注者ではなく、発注者という理解でよろしいでしょうか。	質問番号202を参照願います。
210	P16	第4 2(2) 表4.1	「見学者事故」について、本事業はDB方式であり、運転維持管理は対象外ですので、工事期間中の見学者に対する対応と考えてよろしいでしょうか。	質問番号202を参照願います。
211	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	「共通－見学者事故」のリスク分担で、「受注者の運転維持管理範囲内の施設の劣化や運転維持管理の不備により、見学者に事故が発生した場合」の負担者が受注者となっていますが、運転維持管理については本業務の範囲外ですので、本項目は削除願えないでしょうか。	質問番号202を参照願います。
212	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	事業対象範囲について、浄水業務の縮小・拡充は発注者様側が起因であると考えます。事業者側でリスクを負わなくてはならないのでしょうか。 また、どのような状況を想定しているのでしょうか。	本項目については、発注者のリスクに修正させていただきます。
213	P16	表4.1 リスク分担表 共通 事業対象範囲	浄水業務の縮小又は拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるものは、発注者の責務と考えますが、宜しいでしょうか。	質問番号212を参照願います。
214	P16	第 4 2 (2) 表4.1	事業対象範囲について、「浄水業務の縮小及び拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの」のリスク負担者が受注者となっております。 事業対象範囲の変更は受注者には全く帰責がないため、本リスクは発注者がリスク負担者となるものではないでしょうか。	質問番号212を参照願います。
215	P16	表4.1 リスク分担表	事業対象範囲のリスクの概要に、“浄水業務の縮小又は拡大に伴う”との記載がありますが、“浄水業務”が本業務を指す場合、事業対象範囲が変更になった際は、事業者と協議の上、費用の増減を行って頂きたい存じます。	質問番号212を参照願います。
216	P16	表4.1 リスク分担表	事業対象範囲のリスクの概要に、“浄水業務”との記載がありますが、何を指しますでしょうか。	質問番号212を参照願います。
217	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	「共通－事業対象範囲」のリスク分担で、「浄水業務の縮小又は拡充に伴う、事業の対象範囲の変更にかかわるもの」の負担者が受注者となっていますが、間違いで、本項目の負担者は発注者様との理解で宜しいでしょうか。	質問番号212を参照願います。
218	P16	第4 2(2) 表4.1	「事業対象範囲：浄水業務の縮小又は拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関わるもの」は発注者負担と考えますが、よろしいでしょうか。	質問番号212を参照願います。
219	P16	表4.1	「事業対象範囲」について、浄水業務とは維持管理業務の事を指しており、本事業には直接的に関係ない認識でよろしいでしょうか。また、事業対象範囲が受注者事由以外で変更になる場合は、発注者負担として頂けますようお願い致します。	質問番号212を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
220	P16	表4.1 事業対象範囲	事業の対象範囲の変更に関わるリスク負担が受注者となっていますが、受注者がコントロールできる事象では無いため、発注者のリスク負担とすべきではないでしょうか。	質問番号212を参照願います。
221	P16	表4.1リスク分担表 共通 第三者賠償リスク	「運転維持管理における騒音・振動・光・臭気等に関するもの」は、受注者がオペレーションを行わないため、対象外としてほしい。ただし、民法上の瑕疵担保期間の機械等が原因の場合は、受注者と考えます。	本項目については、「受注者の帰責事由による第三者賠償等（調査及び施工期間における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）」と修正させていただきます。 なお、ご理解のとおり、民法上の瑕疵担保期間において本業務対象施設等が原因の場合は、受注者リスクとなります。
222	P16	表4.1 リスク分担表（概略）	「共通－第三者賠償リスク」のリスク分担で、「運転維持管理における騒音、振動、光、臭気等に関するもの」の負担者が受注者となっていますが、運転維持管理については本業務の範囲外ですので、発注者様が負担者になるとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号221を参照願います。
223	P16	表4.1	（リスクの種類）共通・第三者賠償リスク （リスクの概要） 「受注者の帰責事由による・・・調査、工事（実施型の場合）運転維持管理における騒音、振動・・・」とありますが、本事業の方式はDBのため、運転維持管理の文言は削除という理解でよろしいでしょうか。	質問番号221を参照願います。
224	P16	表4.1 リスク分担表（概略） 「共通」	第三者賠償リスクに「受注者の帰責事由による第三者賠償等（調査、工事（実施型の場合）運転維持管理における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）」のリスク負担者は受注者とされていますが、受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない事象の場合は、公共工事標準請負契約約款第29条に準じ、そのリスクを発注者様にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号221を参照願います。
225	P16	表4.1リスク分担表 共通 安全確保	安全確保のリスクで「運転維持管理における安全の確保」は、受注者がオペレーションを行わないため、対象外としてほしい。ただし、民法上の瑕疵担保期間の機械等が原因の場合は、受注者と考えます。	本項目については、「調査、工事における安全の確保」と修正させていただきます。
226	P16	表4.1 リスク分担表	安全確保のリスクの概要に、「運転維持管理」との記載がありますが、本業務では対象外と存じますので文言の削除をお願いいたします。	質問番号225を参照願います。
227	P16	表4.1	（リスクの種類）共通・安全確保 （リスクの概要） 「調査、工事、運転維持管理における安全の確保」とありますが、本事業の方式はDBのため、運転維持管理の文言は削除という理解でよろしいでしょうか。	質問番号225を参照願います。
228	P16	表4.1 リスク分担表（概略）	「共通－安全確保」のリスク分担で、「調査、工事、運転維持管理における安全の確保」の負担者が受注者となっていますが、運転維持管理については本業務の範囲外ですので、発注者様が負担者になるとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号225を参照願います。
229	P16	表4.1リスク分担表 共通 住民対応	「運転維持管理に関する住民反対運動・告訴・要望等に関するもの」は、受注者がオペレーションを行わないため、対象外としてほしい。ただし、民法上の瑕疵担保期間の機械等が原因の場合は、受注者と考えます。	本項目については、「調査、工事に関する住民反対運動、告訴、要望等に関するもの」と修正させていただきます。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
230	P16	表4.1 リスク分担表（概略）	住民対応の「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、告訴、要望等に関するもの」について、住民対応は、貴市が窓口なり事案ベースでの対応で協議とさせていただきます。また、運転維持管理は本事業では対象外の認識につき、記載誤りかと思われませんがご教示願います。	質問番号229を参照願います。
231	P16	第4 2(2) 表4.1	住民対応「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、告訴、要望等に関するもの」の中で、運転維持管理は対象外ですので、発注者のリスクと考えますが、よろしいでしょうか。	質問番号229を参照願います。
232	P16	表4.1 リスク分担	住民対応のリスクの概要に、「運転維持管理」との記載がありますが、本業務では対象外と存じますので文言の削除をお願いいたします。	質問番号229を参照願います。
233	P16	表4.1 リスク分担表（概略）	「共通－住民対応」のリスク分担で、「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、告訴、要望等に関するもの」の負担者が受注者となっていますが、運転維持管理については本業務の範囲外ですので、発注者様が負担者になるとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号229を参照願います。
234	P16	表4.1	（リスクの種類）共通・住民対応 （リスクの概要） 「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動・・・」とありますが、本事業の方式はDBのため、運転維持管理の文言は削除という理解でよろしいでしょうか。	質問番号229を参照願います。
235	P16	第 4 2（2）表4.1	リスクの概要欄に「運転維持管理」という文言が複数出てきますが、本件はDBであり運転維持管理は事業内容に含まれておりませんので、「運転維持管理」の文言を削除するなど、記述を修正して頂けますでしょうか。 具体的には、「第三者賠償リスク」、「住民対応」、「安全確保」の各項目です。	質問番号221を参照願います。 質問番号225を参照願います。 質問番号229を参照願います。
236	P16	表4.1 事業対象範囲	運転維持管理は対象外のため除外頂けないでしょうか。（項目：第三者賠償リスク、住民対応、見学者事故、安全確保）	質問番号202を参照願います。 質問番号221を参照願います。 質問番号225を参照願います。 質問番号229を参照願います。
237	P16	表4.1リスク分担表(概略)	不可抗力について、要求水準に示される原水水質が悪化した場合は、発注者様側のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	P16	表4.1リスク分担表(概略)	要求性能未達について、期限は瑕疵担保期間中と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細については、令和7年9月に公表予定の募集要項等において記載します。
239	P16	表4.1リスク分担表 第三者賠償リスク 関係法令	法制度のリスクに関して、本事業に直接関わる法制度の中に関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）が変更となった場合に、発注者負担リスクとなるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	P16	表4.1リスク分担表 共通 第三者賠償リスク 共通 住民対応	第三者（通行人や地域住民など）からのハラスメントなどは、発注者で宜しいですか。	帰責事由によるものとします。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
241	P16	表4.1リスク分担表 工事 用地	地中埋設物(埋設管・電気ケーブル等事前に推測できるもの)とあるが、図示等されているものの位置が変わっている場合は、発注者リスクと考えてよいか。 ここをすべて受注者リスクとするとリスク費が大幅に増大する。	埋設物調査などにより事前に推測できるものについては、受注者リスクとするが、推測が困難なものについては発注者リスクとします。
242	P16	第4 2 (2) 表4.1	工事-用地欄「地中障害物(仮設材、土壌汚染等事前に推測することが困難なもの)」について、本工事で発生する掘削土を場外処分する際、土壌汚染対策法に定める届出とは別に、いわゆる残土調査を要するものと思料いたします。 残土調査により土壌汚染が確認された場合の汚染土処理や対策の費用は、本リスク分担表に基づき、発注者が負担者となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	P16	表4.1リスク分担表 工事 工事費の増大	「工事費の増大」の負担区分が明示されていますが、参加表明から受注までの期間が長く物価変動による単価上昇が懸念されます。入札金額算出の際の積算基準日は、実施方針の公表日として頂けないでしょうか。	質問番号182を参照願います。
244	P16	第4 2 (2) 表4.1	調査設計/計画・設計・仕様変更の欄に「発注者からの要求・請求による変更、不備」は発注者のリスクとされていますが、例えば要求水準を満足する技術提案を提出・審査・受注した後に、貴市から要求・要望が発生し、設計建設コストが増大した場合は、設計変更対象であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	P16	第4 2 (2) 表4.1	工事-「工事遅延」および「工事費の増大」について、当該リスク項目には、本事業の業務範囲である試運転や既存浄水場との切替作業も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	P16	第4 2 (2) 表4.1	工事-施設損傷欄に「改築後の・・・」との記載がございます。 「更新後の・・・」が正しいと存じますがいかがでしょうか。	本項目については、「更新後の施設の引渡し前に生じた施設損傷」に修正します。
247	P16	表4.1 税制度	法人事業税、法人事業税、法人住民税など、請負者の利益に関する税の新設・変更が受注者負担となっていますが、大幅な変更があった場合には、発注者側でご負担いただけないでしょうか。	協議のうえとなりますが、リスク分担を変更する場合はあります。
248	P16	表4.1 リスク分担表 (概略)	事業用地の確保について令和7年度下旬に用地取得予定と記載されていますが、万が一叶わない場合のリスクはどのようにお考えでしょうか(事業中止や延期に伴う代替え用地の取得、技術提案書作成費用の補填等)。	質問番号22を参照願います。
249	P16	表4.1 リスク分担表 (概略) 「共通」	法制度に「上記(本事業に直接かかわる法制度)以外の法制度の新設、変更等」のリスク負担者は受注者とされていますが、例えば改正労働基準法による運送コストの上昇など、本事業に直接関連するか否かにかかわらず、受注者の合理的な努力をもってしても事業への影響を回避できない法制度の新設、変更等が発生した際には、そのリスクを発注者様にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議のうえとなりますが、リスク分担を変更する場合はあります。
250	P17	表5-2 水源浄水場の建設用地の制限等	騒音規制が記載されていますが、非常時に稼働する自家発電設備については、この騒音規制の適用外と考えてよろしいでしょうか。	自家発電設備についても規制の対象とします。
251	P17	表5-2水源浄水場の建設用地の制限等	騒音規制が記載されていますが、非常時に稼働する自家発電設備については、この騒音規制の適用外と考えてよろしいでしょうか。	質問番号250を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
252	P17	表5.2水源浄水場の建設用地の制限等	騒音規制（朝夕－昼間－夜間；55－60－50dB）について、非常用自家発電設備については、対象外と考えております。認識に相違ございませんでしょうか。	質問番号250を参照願います。
253	P17	表5.2水源浄水場の建設用地の制限等	送電線に関わる情報(高さ、電圧、離隔条件、等)はいただけるのでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品図面等を参照願います。なお、設計及び施工にあたっては関係機関との協議を願います。
254	P17	第5 1(2)表5.2	「その他」について、施設計画に制約があるため、送電線に関する情報（地上からの高さ等）がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	質問番号253を参照願います。
255	P17	(3) 対象業務におけるサービスの水準	水道課が満足する内容のサービスを提供することが求められる。とあるが、満足とは、数値的に表して頂かないと何を持って満足かは、個人差が出ることが予想されるため、目標値などを明確にしてほしい。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。
256	P17	(3) 対象業務におけるサービスの水準	「受注者は、業務期間中、水道課が満足する内容のサービスを提供することが求められる。」とありますが、「サービス」とは要求水準書等（実施方針書、要求水準書、募集要項）で提示されるという理解でよろしいでしょうか。	質問番号254を参照願います。
257	P17	(2) 建設用地の制限等	河川法の制限を受けない工事と理解してよいでしょうか。 また、河川法の制限が発生した場合は、発注者のリスクと理解してよろしいでしょうか。	質問番号2を参照願います。
258	P17	(2) 建設用地の制限等	河川に近接して施工を行うことが予想され、工事で発生する地下水などを水質基準を遵守した上で、河川放流する場合は、漁業権等への影響や制限を受けないと理解してよろしいでしょうか。 制限が発生した場合は、発注者リスクと理解してよろしいでしょうか。	事業者の責任で行うこと。
259	P17	(2) 建設用地の制限等	新浄水場の工事に関わり、第2東海自動車道並びに刈谷市道1-1019と境川側道橋の規制や施工上の制限は受けないと理解してよろしいでしょうか。 規制や制限が発生した場合は、発注者リスクと理解してよろしいでしょうか。	第2東海自動車道並びに刈谷市道1-1019と境川側道橋の管理者との施工協議は行っていないため、施工に際して必要があれば事業者において協議すること。それらを踏まえて提案を行うこと。
260	P17	表 5.2 水源浄水場の建設用地の制限等	本事業は、都市計画法施行令第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、関係機関への確認を事業者の責任で実施願います。
261	P17	表5.2 その他	「2Hルール」「高圧線直下に関する設置条件」を考慮すること。とありますが、河川管理者や電力会社と事前協議はすでに完了し、事業者側は詳細協議から開始との理解でよろしいでしょうか。 さらに、協議内容や議事録を公表して頂けないでしょうか。	質問番号2を参照願います。 質問番号253を参照願います。
262	P17	第 5 1 (2) 表5.2	令和5年5月26日の「宅地造成法及び特定盛土等規制法」施行に伴い、令和7年5月9日より貴市全域が宅地造成等工事規制区域に指定されております。建設用地において、当該規制法による許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、関係機関への確認を事業者の責任で実施願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
263	P18	表5.3 新設 対象施設 の規模等	建築物耐震性能の基準として、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」が示されています。最新版は平成8年版ですが、同解説については最新版「建築構造設計基準の資料(令和3年改定)」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	P18	表5.3新設対象施設の規模等	建築物耐震性能の基準として、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」が示されています。最新版は平成8年版ですが、同解説については最新版「建築構造設計基準の資料(令和3年改定)」を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号263を参照願います。
265	P18	表5.3 新設 対象施設 の規模等	電気・機械設備耐震性能の基準として、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」が示されています。最新版は令和3年版を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	P18	表5.3新設対象施設の規模等	電気・機械設備耐震性能の基準として、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」が示されています。最新版は令和3年版を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	質問番号265を参照願います。
267	P18	表5.3新設対象施設の規模等	施設能力について、計画一日平均処理水量の情報をいただけないでしょうか。	参考値として過去5年の実績平均値を示します。 令和元年度＝12,706m3/日、令和2年度＝12,607m3/日、 令和3年度＝11,678m3/日、令和4年度＝11,316m3/日、 令和5年度＝12,528m3/日
268	P18	表5.3新設対象施設の規模等	耐用年数は証明できないため、目標値とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、使用する機器などで保証期間などがある場合はその根拠などをご提示願います。
269	P18	2 施設の規模等	耐用年数で、建築構造物：50年の記載があります。水槽部に屋根をつける提案をする場合は、地方公営企業法の求めで、塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもので鉄筋コンクリート造で24年、鉄骨造で20年という理解で宜しいでしょうか。	建築構造物として水槽を築造する場合で、屋根を設置する提案ということであれば、ご理解のとおりです。なお、提案の際には、根拠をご提示ください。
270	P18	2 施設の規模等	表5.3 新設対象施設の規模等の浸水対策において、「新設対象の施設については、計画水位(EL+9.00m)に対して、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。」とあります。 現況地盤高はEL+6.3m程度のため、施設稼働を継続するには敷地全体を盛土する方針であるかを確認したい。	提案事項とします。
271	P18	3 土地の使用	土地の使用は、水道課の許可のもとで、可能となっているが、施工中に管理棟の一部を水道課の許可のもとで、使用することも可能と考えてよいか。	本事業内において施設の更新、改造、調整等、管理棟での作業が必要な場合は水道課等と協議のうえ使用することが可能です。
272	P18	3. 土地の使用	受注者は水道課の許可を得て、水源浄水場内の土地を無償で使用できるとしていますが、構内において使用可能な範囲をお示しいただけますでしょうか。	天日乾燥床に隣接する土地の一部が使用可能な範囲です。 一時的な使用かつ施設の利用（浄水汚泥の排出及び汚泥残滓の運搬）、日常の点検業務及び別途工事等に支障が無いことに限り認めます。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
273	P18	第5 2表5.3	欄外「※基準及び解説、規格等については最新版のものを使用すること」については、公告時、契約時、詳細設計完了時など、どの時点で最新版を使用するのかが要求水準に示されるという理解でよろしいでしょうか。 また、最新版の更新に伴い本事業の費用が増額する場合には、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	原則、最新版とは公告時点を基準とします。 なお、契約後に最新版の更新に伴う費用の増加については、協議のうえで、設計変更の対象とする場合があります。
274	P18	第5 3	「水源浄水場の敷地は・・・無償で利用できるものとする。」との記載がございます。工事で使用する現場事務所、詰所、休憩所等の設置についても無償で土地を使用できるという理解でよろしいでしょうか。	水源浄水場の敷地内についてはご理解のとおりです。ただし、利用できる範囲について協議によります。
275	P18	2	表5. 3内において機械・電気設備耐震性能について「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に準じるとの記載です。周知の通りこれら基準は今後改定される可能性もありますが、適用は入札時年度の最新版に依るものとの解釈でよろしいでしょうか。（現状令和8年度）	質問番号273を参照願います。
276	P18	2	表5. 3内において記載ある「日本産業企画」は「日本産業規格」の誤記という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
277	P18	第5.2表5.3	「新設対象の施設については、計画水位（EL+9.00m）に対し、施設稼働の継続に十分な浸水対策を行うこと。」における、ELとはTPと読み替えてよいのか？	読み替えて頂いて構いません。令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」を参考願います。
278	P18	第5 2 表5.3	欄外の「※基準及び解説、規格等については最新版のものを使用すること。」について、公告時点で最新ということ、よろしいでしょうか。	質問番号273を参照願います。
279	P18	第5 3 土地の使用	「水源浄水場の敷地は、本業務の実施に必要な範囲において受注者は水道課の許可を得て、土地を無償で利用できるものとする。」とありますが、本業務に必要な範囲とは、仮設事務所、資材置場、駐車場を含むとの理解で宜しいでしょうか。 また、想定されている敷地があればご提示ください。想定されていた箇所が全くないようであれば、敷地外の利用にあたり協議が必要になった場合、貴市水道課様にもご協力いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。質問番号274を参照願います。 なお、水源浄水場の敷地外の使用については、受注者の責で実施願います。
280	P18	3 土地の使用	本業務に必要な範囲とは、仮設事務所、資材置場、駐車場を含むのでしょうか。	質問番号279を参照願います。
281	P19	第7 本業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項	発注者の事情により中止または延期する場合は、応募申し込み者に対して、一定の補償はされると理解してよいのか。	本事業のプロポーザルに関する補償はありません。
282	P19	第6	「本契約及び本契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、・・・」のうち、「本契約に付帯する事業計画」の内容についてご教示いただけますでしょうか。	「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」他、本業務を発注するうえで関連する事業計画になります。
283	P22	第9 参考資料（既存浄水場）	今後どのような詳細資料がいつ公表される予定ですか。	質問番号1を参照願います。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
284	P22	表9.1 既存浄水場等の施設概要	深井戸の既設導水管種は、铸铁管・銅管・ポリエチレン管の3種類が使用され埋設されています。経済性・施工性の観点から、耐震管として水道用配水ポリエチレン管の採用は可能との理解でよろしいでしょうか。	令和7年9月に公表予定の募集要項等において記載します。
285	P22	表9.1 既存浄水場等の施設概要	計画取水量：計17,800 m ³ /日（深井戸10,300 m ³ /日、伏流水7,500 m ³ /日）に対して、表9.1の深井戸各池の計画取水量を合計すると10,300 m ³ /日です。深井戸の揚水量として、1～7、10～12号池合計で10,300 m ³ /日は確保できるという理解で宜しいでしょうか。確保できない場合は、16頁の表4.1公告資料等「記載内容の変更に関するもの」ということで発注者様のリスクとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	P22	表9.1 既存浄水場等の施設概要	各井戸から揚水できる水量の公表または開示をお願いします。また、最新の揚水試験のデータや深井戸ポンプの性能に関する情報の公表または開示をお願いします。深井戸の計画取水量が10,300 m ³ /日、表9.1の深井戸各池の計画取水量を合計すると10,300 m ³ /日となりますが、既設から新設への試運転・切替時にどの程度取水量を確保できるか確認が必要となります。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品等を参照願います。
287	P23	表9.1 既存浄水場等の施設概要	既設の完成図書（送水・配水ポンプの揚程計算、WH検討書、負荷接点リスト、運転ブロック図）を必ず公表または開示いただきたいです。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品等を参照願います。
288	P23	表9.1 既存浄水場等の施設概要	水源浄水場から一ツ木配水池の管路縦断面図、配水池のHWL・LWLを必ず公表・開示いただきたいです（送水ポンプの仕様検討に必要です）。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。また、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品等を参照願います。
289	P23	表9.1 既存浄水場等の施設概要	基本設計等で、配水ポンプの揚程計算をされているようでしたら、公表・開示いただきたいです。検討されていない場合、浄水場出口での最低圧力・最高圧力の情報を公表・開示は少なくとも開示いただきたいです（配水ポンプの仕様検討に必要です）。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。また、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品等を参照願います。
290	P24	図5 既存浄水場概略処理フロー	場外の取水ポンプや一ツ木配水場への送水があり、現地見学会の中で、場外の配水池等へも監視・操作が必要という説明がありました。場外用送水のために既設遠方監視制御装置の改造作業が必要となった場合は、別途発注と考えますが、宜しいでしょうか。	質問番号29を参照願います。
291	P24	図5 既存浄水場概略処理フロー	P22の表9.1において、第1水源の浅井戸（400m ³ /日）が休止中となっています。一方で図5では、第2水源の伏流水が自然流下で第1水源の浅井戸に流入し、ポンプで着水井に圧送されています。このことに関して、以下について確認させて下さい。 ・第1水源の浅井戸は、第2水源の伏流水も流入する共用の井戸ということでしょうか。 ・第1水源が休止中となっているのは第1水源用の水中ポンプが休止中ということであり、井戸としては前記の通り、第2水源の伏流水との共用施設として運用されているということでしょうか。 ・第2水源の伏流水は、第1水源の浅井戸に設置された第2水源用の水中ポンプ（3台）で着水井に送水されているということでしょうか。	既存の浅井戸は取水施設としては現在使用していません。伏流水から着水井へ圧送する際の、中間ポンプ的な役割となっています。なお、既存浅井戸にある水中ポンプは現在も運用中です。
292	P25	図6 既存取水施設位置図	既存の12号井が、新設用地に位置していると考えられます。12号井を撤去した場合においても、その他の深井戸からの取水で計画取水量10,300 m ³ /日を確保できるとの理解で宜しいでしょうか。また、本事業の事業費としては撤去を計上されていますでしょうか。	既設の12号井は継続利用施設であるため、撤去は想定しておりません。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
293	P25	図6 既存取水施設位置図	既存の12号井を撤去する必要があるが生じた場合、計画取水量10,300 m ³ /日を確保できないとした場合、既存の12号井と同等の能力を満足する深井戸の構築が必要となりますが、再構築して撤去することは可能でしょうか。 また、各深井戸の現在の認可等の届出の状況について公表または開示していただけないでしょうか。	既設の12号井は継続利用施設であるが、再構築する場合は提案に含むこととします。
294	P25	図6 既存取水施設位置図	旧8号井とありますが、完全に廃止された深井戸でしょうか。旧8号井の取り扱い（水質・水量・取水ポンプ・導水管の状況等）を公表または開示していただけないでしょうか。	旧8号井は廃止され、使用していません。
295	その他	その他	現地見学会の中で、場外の配水池等へも監視・操作が必要という説明がありました。それらに係る場外系の完成図面の公表と公表後に現地調査の実施をして頂きたいと考えますが、可能でしょうか。	質問番号1を参照願います。
296	—	—	受注前の各種調査・提案検討における関係所轄部門（建築指導課、環境局、消防等）や半民企業様（電力会社等）などへの確認作業においては、事前の打合せは可能でしょうか。 また、打合せ等を実施可能な場合、貴市の協力（同行もしくは事前の連絡等）をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号87を参照願います。
297	—	—	貴市で実施された基本設計時に、関係所轄部署との行政協議（建築指導課、環境局、消防等）の結果がございましたらご教示ください。また、実施されていない場合契約後の行政協議で発生した提案からの設計変更の費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	令和7年9月下旬に公表予定の募集要項等において記載します。また、希望者に対して提供する予定の「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」の成果品等を参照願います。 協議のうえとなりますが、契約後の行政協議により、大幅な費用増となった場合は、契約変更の対象となる場合もあります。
298	—	—	提案を評価する際、技術評価と価格評価が実施されると推察致します。審査委員の方々による技術評価の際、価格評価（入札価格）を把握した状態ですと、技術評価が価格に影響される可能性が排除できないため、技術評価と価格評価は独立して実施頂けますようお願い致します。	質問番号144を参照願います。
299	—	—	現地見学会の際、既設浄水場に防犯用のセンサ及び場内監視用カメラが設置されていることを確認致しました。これらの設備は既設設備ですので、本事業対象外として頂けますようお願い致します。	既設設備は本業務の対象外です。
300	—	—	現地見学会の際、建屋上に酸化槽監視用のITVカメラが設置されていることを確認致しました。これらの設備は既設設備ですので、本事業対象外として頂けますようお願い致します。	既設設備は本業務の対象外です。
301	—	—	本事業は刈谷市週休2日制工事の対象となるのでしょうか。	発注者指定型工事とはしないが、主体的に休日の確保に努めること。なお、経費の補正は行わない。
302	—	—	土対法関連の改変届は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	—	—	本工事範囲は矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）の流域として考えるのでしょうか。	事業者の責任で確認をお願いします。なお、基本設計では、愛知県の雨水浸透阻害行為許可により、境川の流域で500m ² 以上の開発行為（雨水浸透阻害行為）を行う際には、雨水対策のための許可が必要となることは確認しております。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託 公募型プロポーザル 実施方針の質問に対する回答

番号	ページ 番号	事項番号	質問内容	回答
304	—	—	受注後に設計・施工時の関係各所との協議において生じた要求等については協議事項と考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	—	—	本工事範囲に有る地下埋設物の位置、数量の資料は要求水準書で公表していただけるのでしょうか。	質問番号26を参照願います。
306	—	—	受注前の各種調査・提案検討における関係所轄部門（建築指導課、環境局、消防等）や半民企業様（電力会社等）などへの確認作業においては、事前の打合せは可能でしょうか。 また、打合せ等を実施可能な場合、貴市の協力（同行もしくは事前の連絡等）をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号87を参照願います。
307	—	—	貴市で実施された基本設計時に、関係所轄部署との行政協議（建築指導課、環境局、消防等）の結果がございましたらご教示ください。また、実施されていない場合契約後の行政協議で発生した提案からの設計変更の費用は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	質問番号297を参照願います。
308	—	—	関連機関との協議により、提案からの設計変更が発生した場合、工期を含め、契約変更対象と考えてよろしいでしょうか。	想定される事項については事前に確認をお願いします。 なお、事前に想定することが困難な事由により、工事費が大幅に増大した場合は、協議の上、契約変更とする場合があります。
309	—	—	近年、同様の案件では要求水準の双方の理解度や提案に関する理解度を高めることを目的に技術的対話を実施されることが多いので、本業務においても実施していただくことを要望します。	質問番号1を参照願います。